

決裁・供覧

件名	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項に基づく開示決定について (豊中市野田町1501番)			文書番号			
				近財統 - 1 第709号			
伺い文	別紙1参照						
起案	起案日	平成29年6月2日		受付日			
	部署	財務省 近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官 1		決裁	決裁処理期限日		
					決裁日	平成29年6月12日	
	起案者	[REDACTED]		施行	施行処理期限日		
					施行日	平成29年6月19日	
	連絡先			施行	施行先	【受信者】 [REDACTED]	
					施行者	【発信者】 近畿財務局長	
	分類名称	大分類	平成29年度行政文書開示請求		行	取扱上の注意	
		中分類	開示決定等				
		名称(小分類)	決裁文書				
取扱区分	秘密区分	なし		格付け	機密性格付け	2	
	秘密期間終了日				取扱い制限		
	指定事由			保存	行政文書保存期間	特定日以後5年	
					保存期間満了時期		
決裁・供覧欄							
備考欄	文書日付：平成29年6月19日						

近畿財務局 総務部
岸山 敏浩（総務部長）【済】

近畿財務局 総務部
矢守 泰治（総務部次長）【済】

近畿財務局 総務部 総務課
小西 慶典（総務課長）【済】

近畿財務局 総務部 総務課
[REDACTED]（文書係長）【済】

近畿財務局 総務部 業務管理課
前田 進一郎（業務管理課長）【済】

近畿財務局 総務部 業務管理課
[REDACTED]（上席業務管理官）【済】

近畿財務局 総務部 業務管理課
[REDACTED]【済】

決 近畿財務局 総務部 業務管理課
[REDACTED]【済】

裁 近畿財務局 管財部
楠 敏志（管財部長）【済】

近畿財務局 管財部
小西 真（次長）【済】

近畿財務局 管財部 管財総括第一課
山田 修司（管財総括第一課長）【済】

供 近畿財務局 管財部 管財総括第一課
[REDACTED]（国有財産総括専門官）【済】

近畿財務局 管財部 管財総括第一課
[REDACTED]（国有財産管理官）【済】

覧 近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官 1
池田 靖（統括国有財産管理官）【済】

近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官 1
[REDACTED]（上席国有財産管理官）【済】

欄 近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官 1
[REDACTED]（国有財産管理官）【済】

近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官 1
[REDACTED]（国有財産管理官）【同報】

平成29年4月20日付で受理した行政文書開示請求書については、別添「情報公開事務審査票」のとおり開示することが適当と認められるので、別案により開示請求者に対し通知してよろしいか。
また、行政文書の開示の実施方法等申出書の提出後は、別添開示文書のとおり、請求者に対して開示してよろしいか。

(開示する行政文書の名称)

1近畿財務局が保有する国有地であった豊中市野田町1501番地の土地にかかる評価、改変(工事等)、利用、管理、外部への貸付・譲渡及びそれらに係る交渉その他全般事項について、2013年4月1日から2014年3月31日までに近畿財務局以外の国の機関又は地方自治体との協議・交渉・打ち合わせの記録を記載したもの(配付資料・説明資料等を含む)

伺
い
文

行政文書開示決定通知書

様

近畿財務局長 美並義人

平成29年4月19日付（平成29年4月20日受理）の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

1 近畿財務局が保有する国有地であった豊中市野田町 1501 番地の土地にかかる評価、改変（工事等）、利用、管理、外部への貸付・譲渡及びそれらに関する交渉その他全般事項について、2013年4月1日から2014年3月31日までに近畿財務局以外の国の機関又は地方自治体との協議・交渉・打ち合わせの記録を記載したもの（配付資料・説明資料等を含む）

2 不開示とした部分とその理由

なし

*この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、財務大臣に対して審査請求をすることができます。

（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、大阪地方裁判所又は広島地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

*同封の説明事項をお読みください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	算定基準（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（以下「施行令」という。）別表第1の下欄に定める額）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	納付する開示実施手数料（左記基本額－開示請求手数料300円（施行令第13条第1項第2号イに規定する開示請求手数料相当額）（施行令第13条第1項第2号ロ若しくは同号ハに規定する、行政機関の長が分担するものとして当該独立法人等と協議して定める額））
A4版文書 15枚 うち白黒文書 11枚 うちカラー文書 4枚 A3版文書 4枚 うち白黒文書 0枚 うちカラー文書 4枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	100円	無料
	②複写機によりすべて白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	190円	無料
	③複写機により白黒とカラーをそれぞれ複写したものの交付	白黒は用紙1枚につき10円	110円	/
		カラーは用紙1枚につき20円	160円	
	計		270円	無料
④スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付	1枚につき100円に該当文書1枚ごとに10円を加えた額	290円	無料	

(注) 納付する開示実施手数料は、基本額（複数の開示の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）から300円（施行令第13条第1項第2号イに規定する開示請求手数料相当額）（施行令第13条第1項第2号ロ若しくは同号ハに規定する、行政機関の長が分担するものとして当該独立行政法人等と協議して定める額）を控除した金額となります（当該基本額が300円（施行令第13条第1項第2号イに規定する開示請求手数料相当額）（施行令第13条第1項第2号ロ若しくは同号ハに規定する、行政機関の長が分担するものとして当該独立行政法人等と協議して定める額）以下の場合は無料となります。）

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

平成29年6月20日から7月19日まで（土・日曜日等閉庁日を除く）

の9：00から16：30まで（昼休みを除く）

場所：大阪府中央区大手前4丁目1番76号

大阪合同庁舎4号館8階

近畿財務局 総務部 総務課

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込み額）

日数：「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

送付に要する費用（見込額）：通常郵便物（定形外） 205円

* 担当課等

(問い合わせ先) 近畿財務局 総務部 総務課

TEL：06-6949-6390

(文書主管課) 近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官(1)

TEL：06-6949-6386

<説明事項>

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から 30 日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、3 (1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100 頁ある文書について冒頭の 10 頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の 10 頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。なお、一旦、全部閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から 30 日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

事務所における開示の実施を選択される場合は、3 (2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、「5 担当課等」に記載した担当までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の 1 週間前には、当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、上記申出書にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用（郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票）が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が 300 円、施行令第 13 条第 1 項第 2 項イに規定する開示請求手数料相当額又は同号ロ若しくは同号ハに規定する、行政機関の長が分担するものとして当該独立行政法人等と協議して定める額までは無料、これらの金額を超える場合は当該額からこれらの金額を差し引いた額となります。

（例：開示請求手数料が 300 円の場合）

150 頁ある行政文書を閲覧する場合：

100 枚までごとにつき 100 円 → 基本額 200 円 → 手数料は無料

150 頁ある行政文書の写しの交付を受ける場合：

用紙 1 枚につき 10 円 → 基本額 1500 円 → 手数料は 1200 円

150 頁ある行政文書のうち 100 頁を閲覧し、20 頁について写しの交付を受ける場合（残りの 30 頁は開示を受けない）：

閲覧に係る基本額 100 円 + 写しの交付に係る基本額 200 円 = 計 300 円 → 手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求 1 件につき 2000 円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙をはって納付してください。

なお、手数料は原則として収入印紙による納付をお願いしておりますが、現金によることもできます。

3 不開示部分に係る審査請求等

開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、財務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、大阪地方裁判所又は広島地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

4 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。

5 担当課等

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、審査請求の方法等について、ご不明な点等がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

行政文書の開示の実施方法等申出書

近畿財務局長 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 1 4 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 行政文書開示決定通知書の番号等

* 日 付 平成 29 年 月 日
文書番号 近財統 - 1 第 号

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

行政文書の名称	種類・量	実施の方法	
1 近畿財務局が保有する国有地であった豊中市野田町 1501 番地の土地にかかる評価、改変（工事等）、利用、管理、外部への貸付・譲渡及びそれらに関する交渉その他全般事項について、2013 年 4 月 1 日から 2014 年 3 月 31 日までに近畿財務局以外の国の機関又は地方自治体との協議・交渉・打ち合わせの記録を記載したもの（配付資料・説明資料等を含む）	A 4 版文書 15 枚	1 閲覧	①全部 ②一部 ()
	うち白黒文書 11 枚	2 写しの交付（白黒）	①全部 ②一部 ()
	うちカラー文書 4 枚	3 写しの交付（白黒とカラー）	①全部 ②一部 ()
	A 3 版文書 4 枚	4 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付	①全部 ②一部 ()
	うち白黒文書 0 枚		
	うちカラー文書 4 枚		

3 開示の実施を希望する日

4 「写しの送付」の希望の有無 有 : 無

〔 同封する郵便切手 〕

円

開示実施手数料 _____ 円	ここに収入印紙をはってください。 (消印はしないでください。)	金額 _____ 円 領収証書番号 _____
------------------------	------------------------------------	-----------------------------------

* 開示実施手数料が無料であり、かつ、開示請求書に記載された開示の実施の方法等に変更がなければ、この申出書を提出する必要はありませんが、開示の実施手続のため、変更がない旨を下記担当課等までご連絡ください。

* 担当課等（問い合わせ先）近畿財務局 総務部 総務課 TEL 06-6949-6390

（文書主管課） 近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官（1）

TEL 06-6949-6386

請求者等の住所（所在地） 及び氏名（名称）	住 所	〒 [REDACTED]	
	氏 名	[REDACTED]	
	電 話	TEL [REDACTED]	又は [REDACTED]
	備 考		
請求に係る行政文書の件名	1近畿財務局が保有する国有地であった豊中市野田町1501番地の土地にかかる評価、改変（工事等）、利用、管理、外部への貸付・譲渡及びそれらに関する交渉その他全般事項について、2013年4月1日から2014年3月31日までに近畿財務局以外の国の機関又は地方自治体との協議・交渉・打ち合わせの記録を記載したもの（配付資料・説明資料等を含む）		
受 理 年 月 日	平成29年4月20日		
主 管 課 等	・管財部 統括国有財産管理官（1） ・担当者 [REDACTED] 内線 [REDACTED]		
開示請求書の補正を要した場合の日数等	補正に要した日数 0日（決定期限予定 5月22日）		
決 定 期 間 延 長 通 知 書 の 送 付 日 等	送 付 日	平成29年5月22日	
	延長理由	開示決定の審査等に時間を要するため	
	延長期限	平成29年6月19日（延長期間30日）	
期 限 延 長 の 特 例	送 付 日	平成 年 月 日	
	延長理由		
	延長期限	平成 年 月 日（延長期間 日）	
第三者情報の調査手続 （意見書提出に係る適用条項 法第13条第1項 任意 法第13条第2項 必要）	照 会 先		
	内 容		
	照 会 日		
	回 答 日		
	結 果 通 知		
事 案 の 移 送	移 送 先	移送年月日	
開示判定等審査委員会	開催日・	平成 年 月 日	
	結 果		
本省地方課への照会	概 要	平成 年 月 日	
開 示 可 否 の 決 定 等	① 開示 2 一部開示 3 不開示 4 存否 5 不存在	[理由]	
決 定 書 等 の 送 付	平成 年 月 日		
開 示 の 実 施	実 施 日	平成 年 月 日	
	手 数 料	閲覧 件 円	写し 枚 円
	郵 送 等	有・無	送付に要する費用 未・済（受領日・・・円切手・証票）
備 考			

行政文書開示請求書



2017年4月19日

近畿財務局局长殿

氏名又は名称：(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所：(法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

〒 連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

又は

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等

1 近畿財務局が保有する国有地であつた豊中市野田町1501番地の土地にかかる評価、改変(工事等)、利用、管理、外部への貸付・譲渡及びそれらに関する交渉その他全般事項について、2013年4月1日から2014年月31日までに近畿財務局以外の国の機関又は地方自治体との協議・交渉・打ち合わせの記録を記載したもの(配付資料・説明資料等を含む)

2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法を記載してください。

Form for disclosure methods. Option A: '事務所における開示の実施を希望する。' with sub-options for viewing, photocopying, or other. Option B: '写しの送付を希望する。'

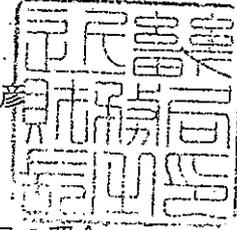
Payment section. Includes '開示請求手数料 (1件300円)', a stamp area with a circular receipt stamp and a rectangular stamp, and '(受付印)'.

※ この欄は記入しないでください。

Administrative section with '担当課' and '備考' fields. The '備考' field contains handwritten notes: '1 請求する行政文書の名称等欄に相手方に確認のうえ、「3」と追記。平成29年4月21日'

大阪府知事 殿

近畿財務局長 池田 篤彦



未利用国有地等の情報提供及び地域の整備計画等に関する意見の照会

平素より国有財産行政に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

未利用国有地等に係る一般競争入札の実施に先立ち、貴府における公的取得等要望の有無を確認させていただきたく、下記のとおり情報を提供いたしますとともに、当該財産に係る地域の整備計画や環境保全等に関する貴府の御意見をお伺いいたします。

貴府において取得等要望がございましたら、下記担当まで御連絡の上、要望受付期限までに要望書を御提出願います。(御要望がない場合も、その旨文書にて御回答願います。)

また、御意見につきましては、要望の有無にかかわらず、別紙により要望受付期限までに文書にて御回答願います。提出頂きました御意見は本財産の売却に関する情報提供の一環として当局ホームページにて公表させていただきますとともに、御提出がない場合は特段の御意見はないものとして取り扱うことをあらかじめ御了承願います。

なお、契約締結したものについては、その契約内容(物件所在地、登記地目、数量、契約年月日、契約金額、契約相手方名、用途、減額又は借地権の有無)を当局ホームページに公表することとなります。

記

1. 財産の所在等

所在地	地目	数量 (㎡)	要望受付期限	備考
豊中市野田町 1501 番	土地	8,770.43	平成25年9月2日	

2. 添付書類

位置図、公図、実測図

担当

近畿財務局 統括国有財産管理官(1)

業務1班

Tel 06-6949-6386

Fax 06-6949-6112

第1号様式 (別紙)

1. 財産の所在等

所在地	地目	数量 (㎡)
豊中市野田町 1501 番	土地	8,770.43

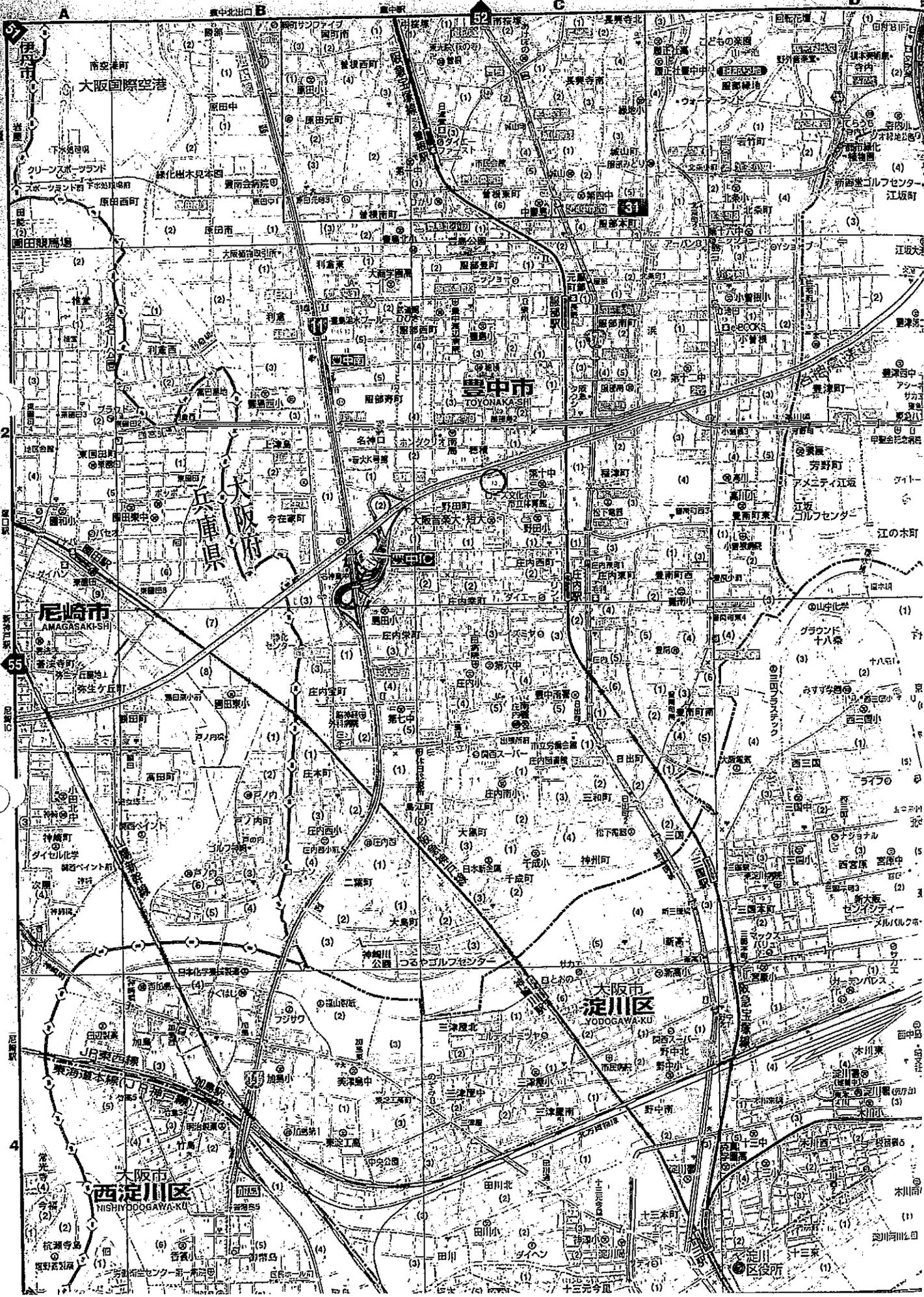
2. 地域の整備計画又は環境保全に関する意見

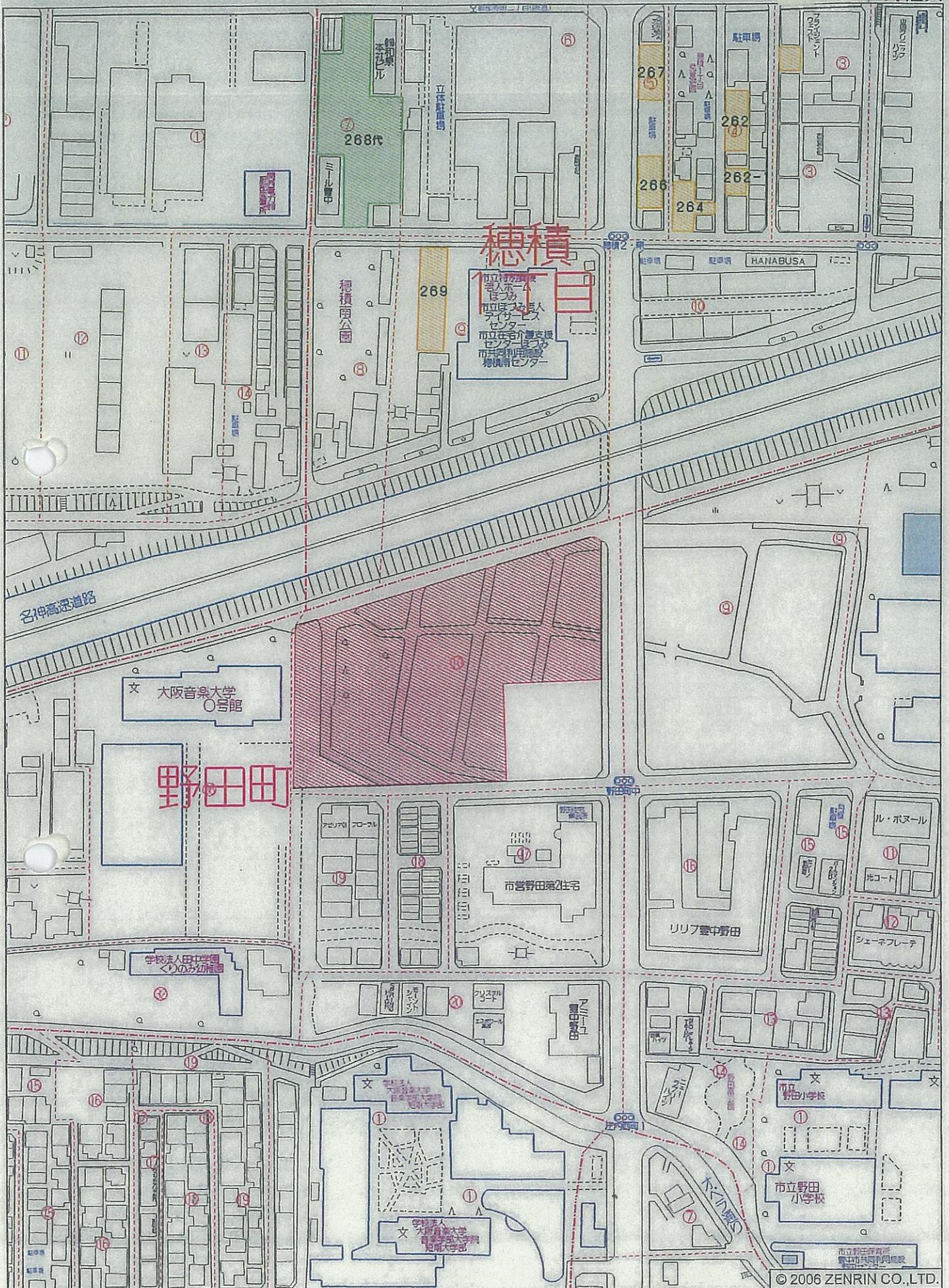
3. 担当及び連絡先



- 地下鉄
- 高速・有料道路
- 国道
- 主要地方道
- 一般府県道
- 主要街道
- 市界
- 町界
- 町・大字界
- 丁目界
- 公園・緑地
- グラウンド
- ゴルフ場
- 消防分署
- ホテル・旅館
- 図説

【位置図】



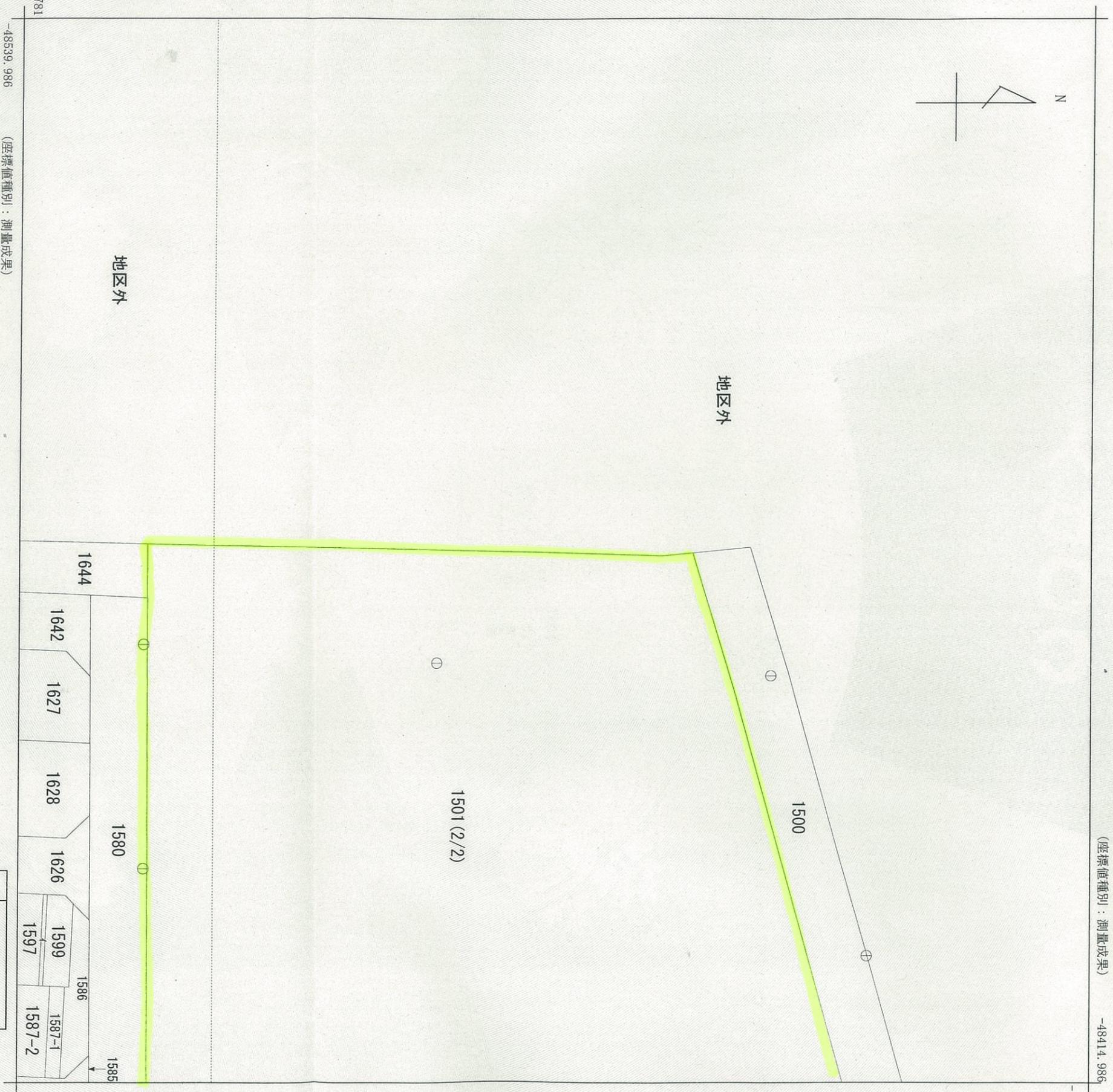
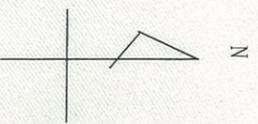


豊中市野田町付近

(座標値種別：測量成果)

-48414.986

-137896.781



請求分	所在	豊中市野田町			地番	1501番	種類	土地区画整理所在図
出尺	1/500	精度分	甲二	座標系 番号又は 記号	分類	地図(法第14条第1項)国調法1 9-5指定	種類	土地区画整理所在図
作成年月日	平成17年2月25日	VI	付年月日 (原図)	補事項	記事項			

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

平成24年12月26日

大阪法務局池田出張所

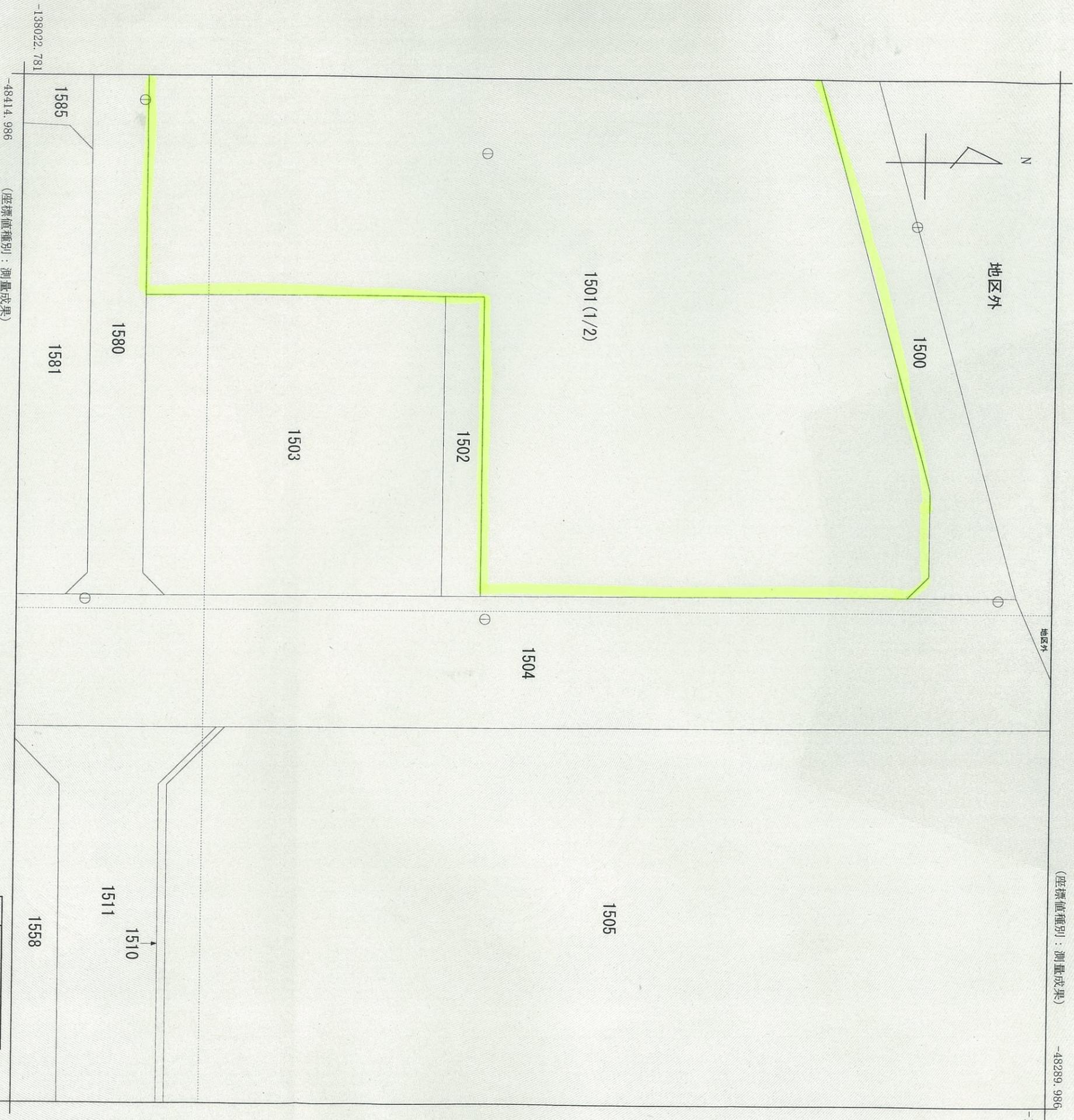
登記官

申請番号：1-19
(1/2)

中坂勉



公用



地番区域見出
野田町

請求部	所在	豊中市野田町				地番	1501番		
出力尺	1/500	精度分	甲二	座標系 番号又は 記号	VI	分類	地図(法第14条第1項)国調法1 9-5指定	種類	土地区画整理所在図
作成年月日	平成17年2月25日	付年月日 (原図)	補事項						

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

平成24年12月26日

大阪法務局池田出張所

登記官

中坂勉

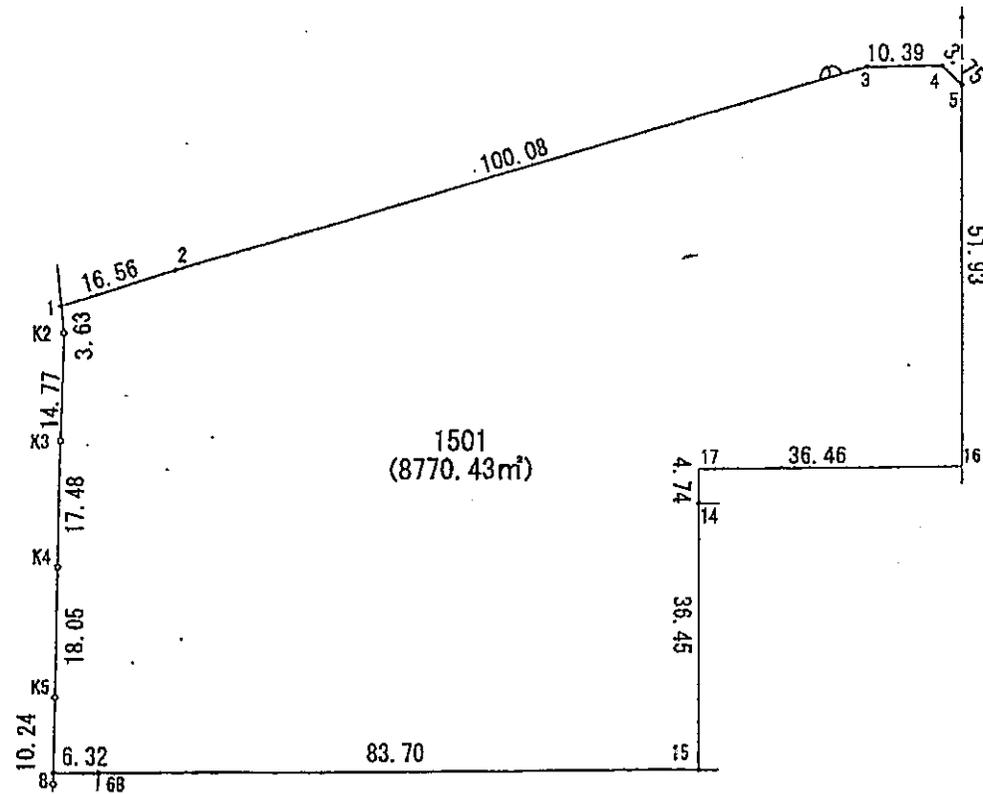
申請番号：1-19
(2/2)



豊中市野田町 1501番

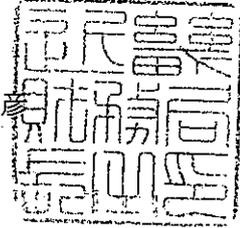
画地出来形確認測量図

街区番号 1
縮尺：S=1/1000



豊中市長 殿

近畿財務局長 池田 篤彦



未利用国有地等の情報提供及び地域の整備計画等に関する意見の照会

平素より国有財産行政に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

未利用国有地等に係る一般競争入札の実施に先立ち、貴市における公的取得等要望の有無を確認させていただきたく、下記のとおり情報を提供いたしますとともに、当該財産に係る地域の整備計画や環境保全等に関する貴市の御意見をお伺いいたします。

貴市において取得等要望がございましたら、下記担当まで御連絡の上、要望受付期限までに要望書を御提出願います。(御要望がない場合も、その旨文書にて御回答願います。)

また、御意見につきましては、要望の有無にかかわらず、別紙により要望受付期限までに文書にて御回答願います。提出頂きました御意見は本財産の売却に関する情報提供の一環として当局ホームページにて公表させていただきますとともに、御提出がない場合は特段の御意見はないものとして取り扱うことをあらかじめ御了承願います。

なお、契約締結したものについては、その契約内容(物件所在地、登記地目、数量、契約年月日、契約金額、契約相手方名、用途、減額又は借地権の有無)を当局ホームページに公表することとなります。

記

1. 財産の所在等

所在地	地目	数量 (㎡)	要望受付期限	備考
豊中市野田町 1501 番	土地	8,770.43	平成 25 年 9 月 2 日	

2. 添付書類

位置図、公図、実測図

担当

近畿財務局 統括国有財産管理官(1)

業務1班

Tel 06-6949-6386

Fax 06-6949-6112

第1号様式 (別紙)

1. 財産の所在等

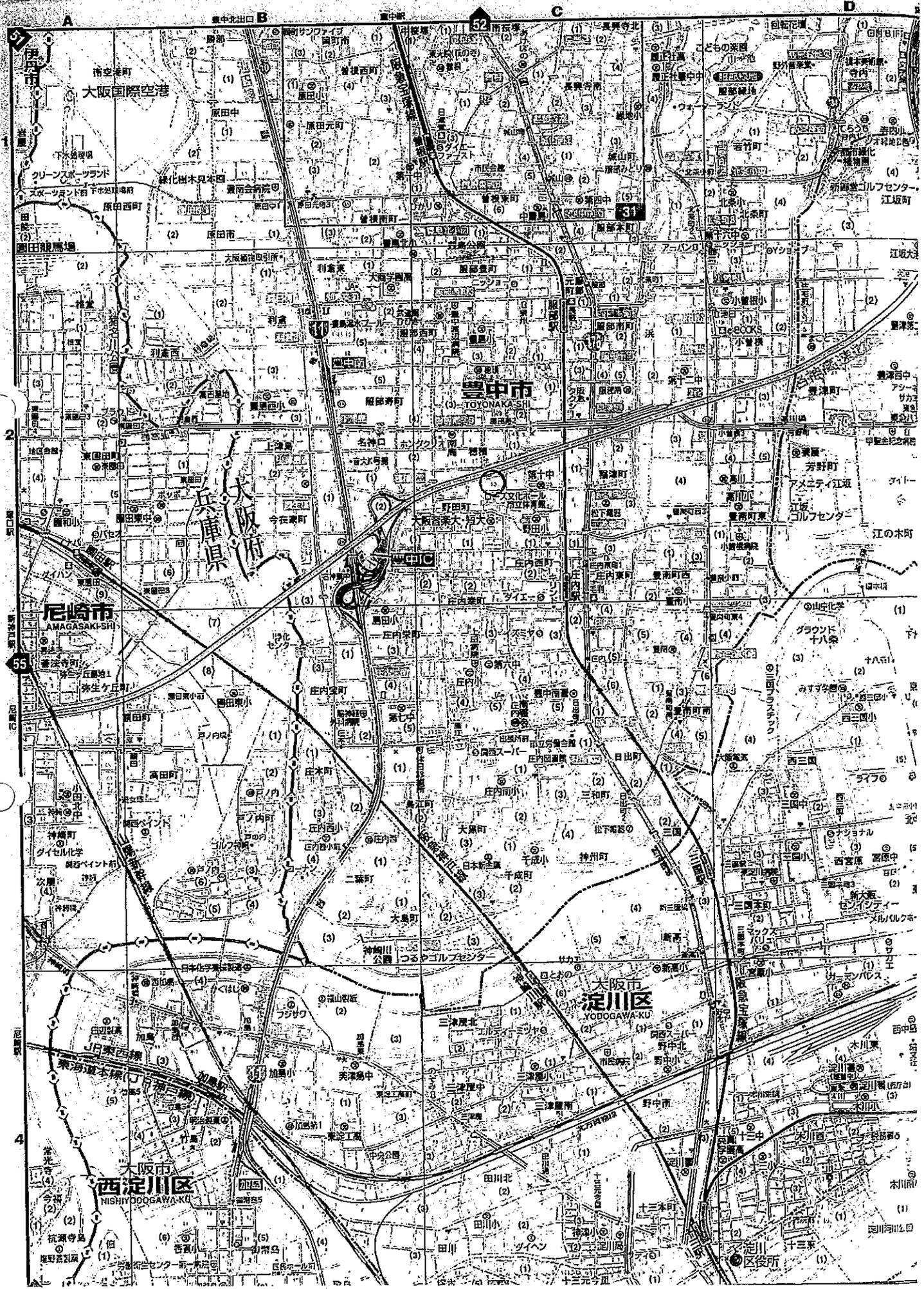
所在地	地目	数量 (㎡)
豊中市野田町 1501 番	土地	8,770.43

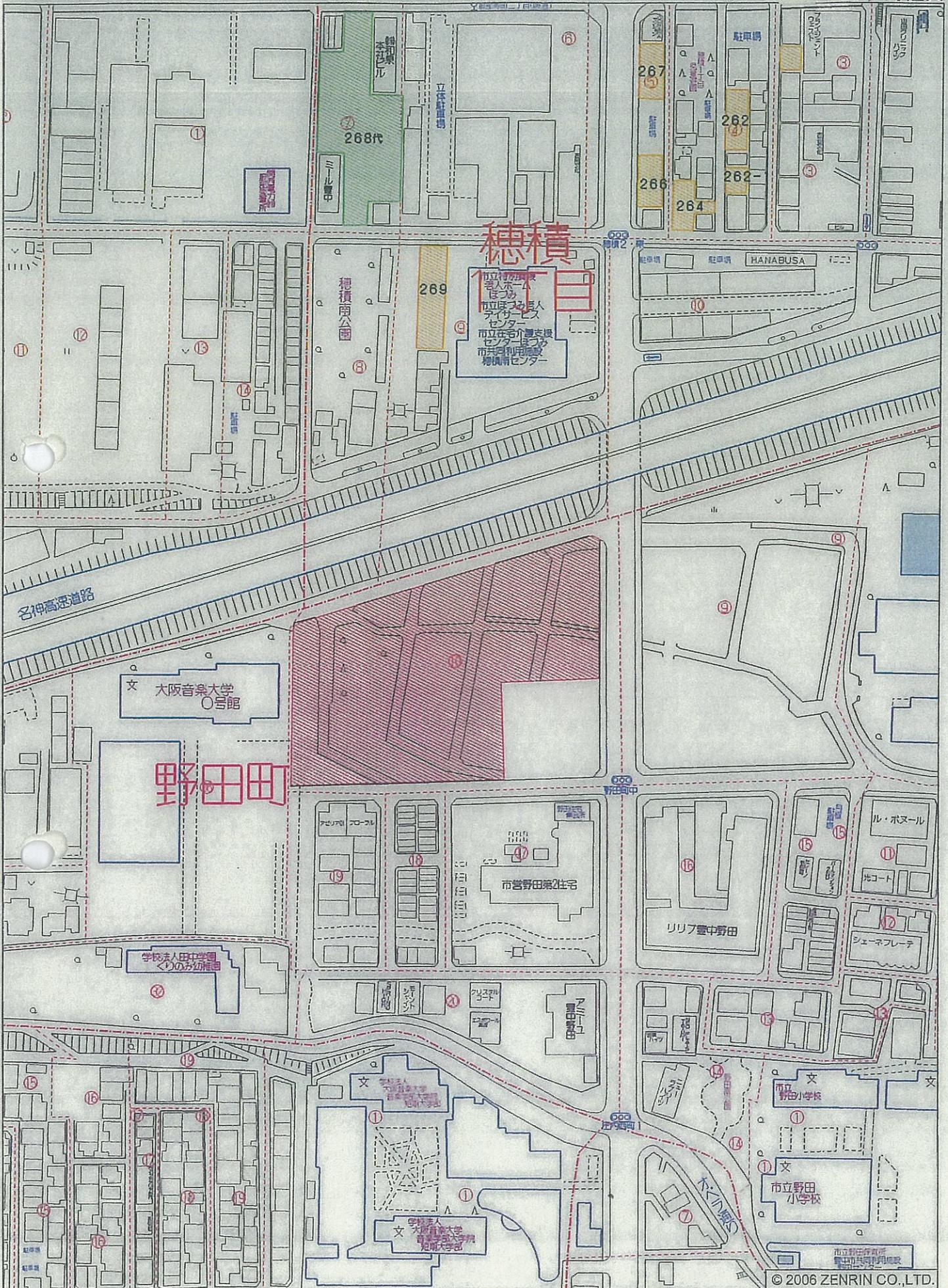
2. 地域の整備計画又は環境保全に関する意見

3. 担当及び連絡先

- 私鉄
- 地下鉄
- 高速・有料道路
- 国道
- 主要地方道
- 一般府県道
- 支線
- 主要幹道
- 境界
- 町界
- 町・大字界
- 丁目界
- 公園・緑地
- グラウンド
- ゴルフ場
- 消防分署
- ホテル・旅館
- 図説

【位置図】

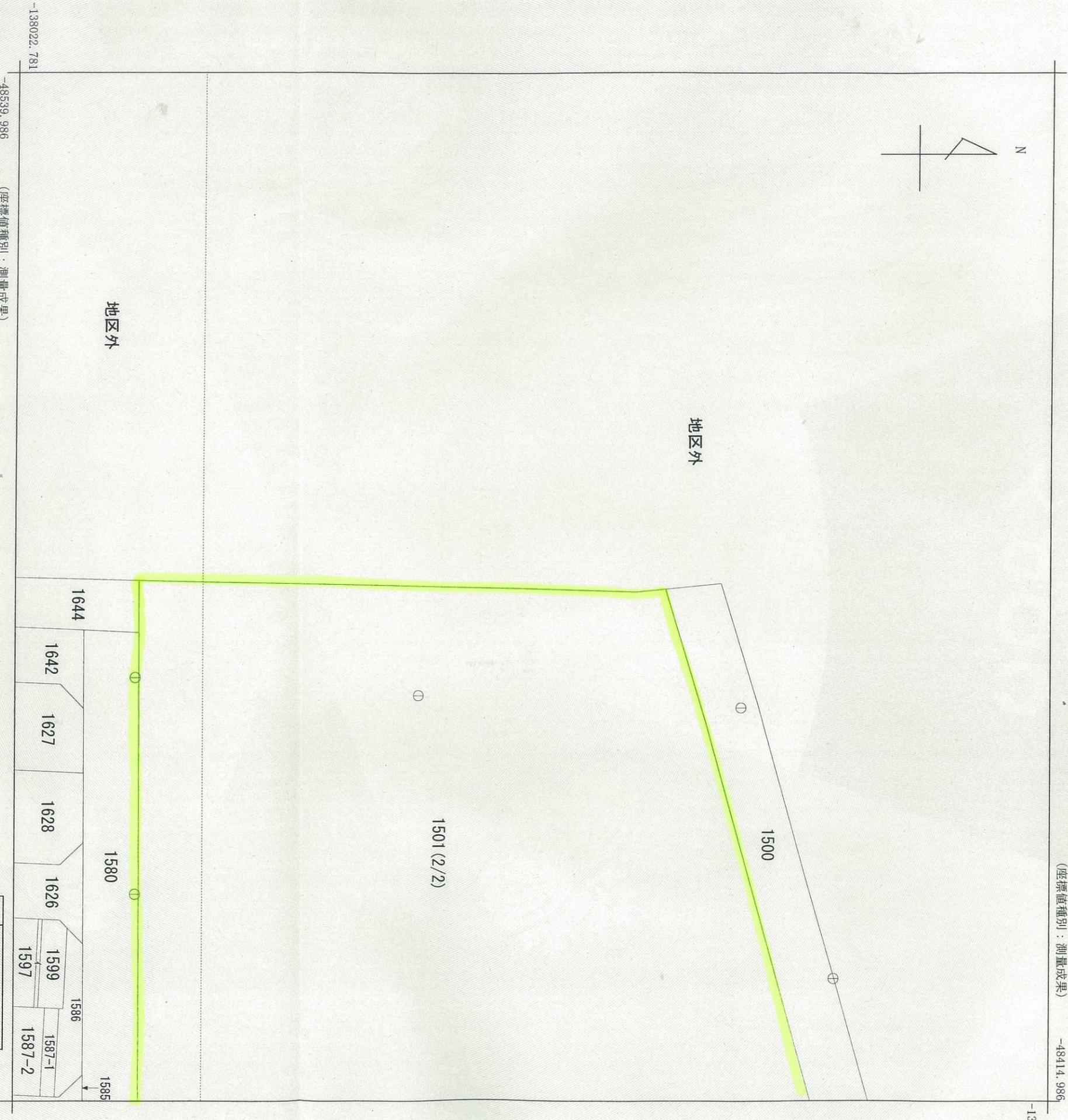
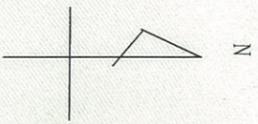




豊中市野田町付近

(座標値種別：測量成果) -48414.986

-137896.781



(座標値種別：測量成果)

請求分	所在	豊中市野田町			地番	1501番	種類	土地区画整理所在図
出尺	1/500	精度分	甲二	座標系 番号又は 記号	分類	地図(法第14条第1項)国調法1 9-5指定	事項	
作成年月日	平成17年2月25日	VI	付年月日 (原図)	補事項				

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

平成24年12月26日

大阪法務局池田出張所

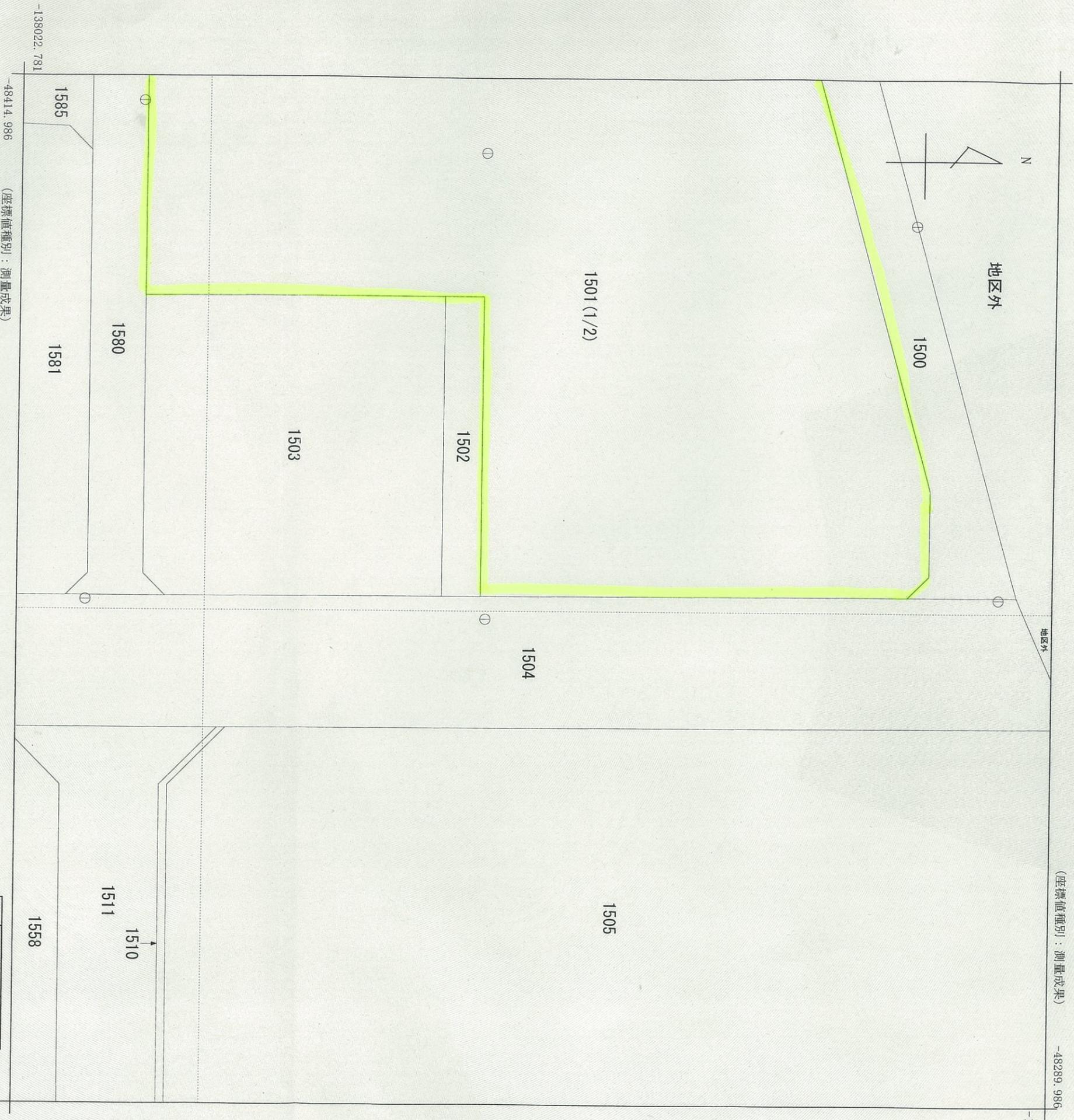
登記官

申請番号：1-19
(1/2)

中坂勉



公用



(座標値種別：測量成果)

地番区域見出
野田町

請求部	所在	豊中市野田町				地番	1501番	種類	土地区画整理所在図
出力尺	1/500	精度分	甲二	座標系 番号又は 記号	VI	分類	地図(法第14条第1項)国調法1 9-5指定	補事項	
作成年月日	平成17年2月25日	付年月日 (原図)							

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

平成24年12月26日

大阪法務局池田出張所

登記官

中坂勉

申請番号：1-19
(2/2)

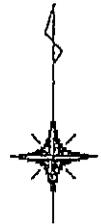
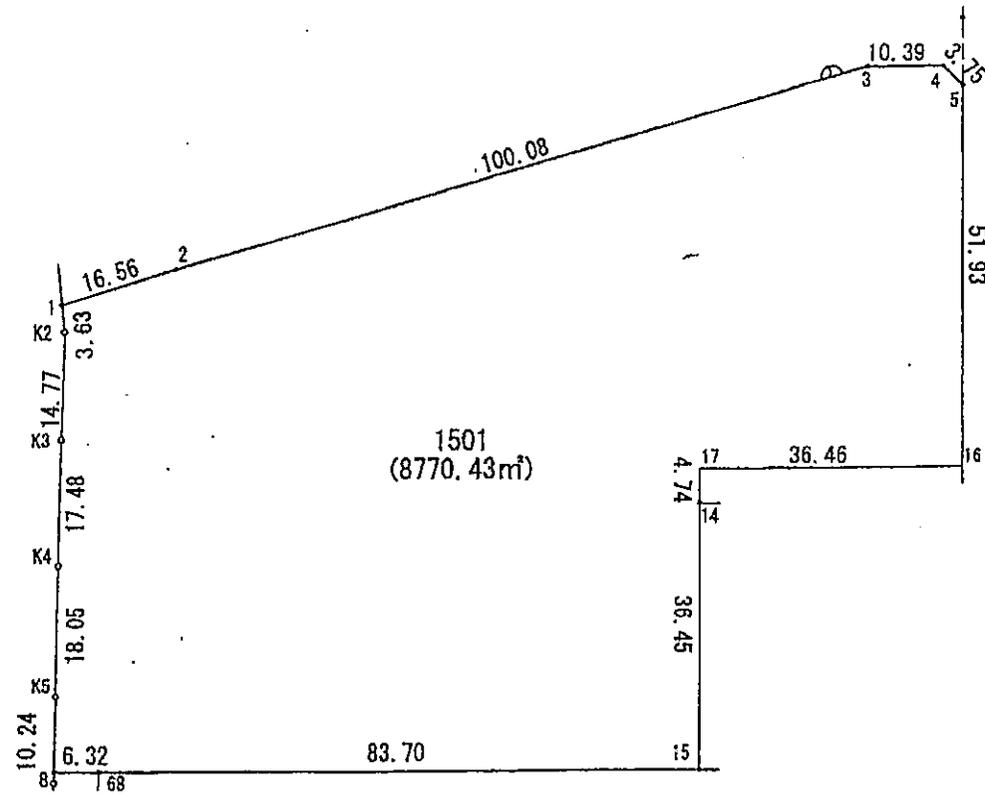


豊中市野田町 1501番

画地出来形確認測量図

街区番号 1

縮尺: S=1/1000





財 活 第 1 2 6 9 - 2 号
平 成 2 5 年 7 月 1 日

近畿財務局長 池田 篤彦 様

大阪府知事 松井 一郎



未利用国有地等の情報提供及び地域の整備計画に関する意見について（回答）

平成25年6月3日付け近財統一1第766号により照会のありました標記について、
別紙のとおり取得希望及び意見はありません。

大阪府財務部財産活用課

企画・評価グループ 担当：松田

電 話：06-6210-9182（内線 2275）

F A X：06-6210-9190

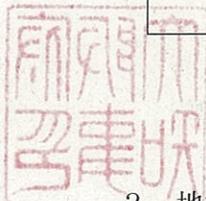
E-mail：MatsudaJ@mbox.pref.osaka.lg.jp



第1号様式 (別紙)

1. 財産の所在等

所在地	地目	数量 (㎡)
豊中市野田町 1501 番	土地	8,770.43



2. 地域の整備計画又は環境保全に関する意見

意見なし

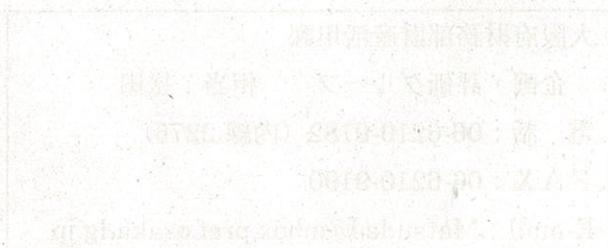
3. 担当及び連絡先

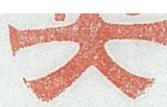
大阪府財務部財産活用課

企画・評価グループ 担当：松田

電 話：06-6210-9182 (内線 2275)

F A X：06-6210-9190





統括官	上席	管理官
		

豊資土 第253号
平成25年(2013年)7月24日

近畿財務局長 池田 篤彦 様	目録	豊中市長 浅利 敬一 郎
----------------	----	--------------

豊中市長 浅利 敬一 郎



未利用国有地等の情報提供の回答について

平成25年6月3日付、近財統一1第766号で情報提供のありました財産について下記のとおり回答します。なお、意見等につきましては裏面に記載しております。

記

財産の所在等

所在地	地目	数量 (㎡)	取得等要望
豊中市野田町1501番	宅地	8,770.43	無し

担 当	豊中市資産活用部土地活用課 用地対策グループ
電 話	06-6858-2321 (直通)
F A X	06-6858-8647

1. 財産の所在等

所在地	地目	数量 (㎡)
豊中市野田町 1501 番	土地	8,770.43

2. 地域の整備計画又は環境保全に関する意見

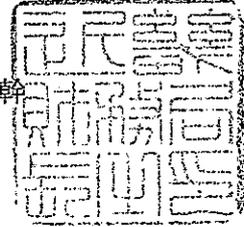
- ① 航空法第 49 条及び第 56 条の 3 による大阪国際空港での制限高(T P)は約 59m です。
詳細は新関西国際空港株式会社へお問い合わせください。
- ② 当該地は「第 3 次庄内地域住環境整備計画」の区域内です。
- ③ 当該地は、庄内・豊南町地区防災街区整備地区計画の区域内です。
- ④ 敷地の一部が、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定されているため、土地の売買等に関しては、その内容を十分説明してください。
また、形質変更時要届出区域の土地を含めて開発等を行う場合は、一定の規模以上の土地の形質変更届出以外に、形質変更時要届出区域内における土地の形質変更届出等が必要になるので注意してください。

3. 担当及び連絡先

- | | |
|----------------------------|--------------|
| ① 新関西国際空港株式会社 施設・運用部運用グループ | 06-4865-9601 |
| ② 豊中市都市計画推進部 市街地整備課 | 06-6858-2427 |
| ③ 豊中市都市計画推進部 都市計画室 | 06-6858-2089 |
| ④ 豊中市環境部 環境政策室環境保全チーム | 06-6858-2105 |

大阪府知事 殿

近畿財務局長 枝廣 直幹



未利用国有地等の処分等に係る地域の整備
計画等との整合性等に関する意見の照会

平素より国有財産行政に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

下記未利用国有地等に係る一般競争入札の実施に先立ち、平成25年6月3日付近財統-1第766号をもって貴府における公的取得等要望の有無及び当該財産に係る地域の整備計画や環境保全等に関する貴府の御意見をお伺いしたところですが、今般、下記のとおり本財産の取得等要望がありました。

つきましては、本取得等要望に係る利用計画等の審査に当たり、当該利用計画に係る地域の整備計画等との整合性及び許認可に関して参考となる事項等について、貴府の御意見をお伺いしたいので、文書にて御回答願います。

記

1. 財産の所在等

所在地	地目	数量 (㎡)	備考
豊中市野田町1501番	宅地	8,770.43	

2. 取得等要望の内容

相手方 学校法人森友学園

利用計画 小学校敷地

担当

近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官(1) 三好、籾根

Tel. 06-6949-6386 Fax 06-6949-6112